

令和5年度

全国家畜衛生主任者会議資料

経営局保険監理官

令和5年4月

1 家畜共済制度の見直し

農業共済制度は、農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、農業者が受ける損失を、国と農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補てんする制度である（資料1）。

平成29年6月に、新たな収入保険制度の導入と農業共済制度の見直しを内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立し、見直し後の農業共済制度が、平成31年1月（農作物共済は令和元年産）からスタートした。

本制度の1つである家畜共済についても、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、以下の見直しを行った。

- ・死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離され、それぞれの加入・非加入及び補償金額が設定できるようになった
- ・肥育牛等の棚卸資産的家畜が死亡・廃用となった場合、事故発生時の価値で補償することになった
- ・家畜商経由で畜場に出荷してから牛伝染性リンパ腫が確認された場合でも補償の対象となった
- ・共済加入者間で取引された家畜は、導入後2週間以内の事故であっても補償の対象となった
- ・家畜の異動の都度、それまで必要だった家畜の異動申告が不要となった
- ・初診料が補償の対象となり、診療費の1割は農業者の自己負担とした（令和2年1月から開始）
- ・危険段階別共済掛金率の適用により、共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていくこととなった

2 家畜共済診療点数表の改定

家畜共済診療点数表は、農業保険法に基づく家畜共済の共済掛金標準率の改正に併せ、3年ごとに見直しを行っており、令和4年度はこの改定期に当たるため、食料・農業・農村政策審議会に諮問の上、改定を行った。

改定内容については、診療費や資材費の上昇を反映して点数全体を約4%引き上げるとともに、獣医学や獣医技術の進歩を踏まえて種別の新設や変更、各種別の点数の見直しを行った（資料2）。

特に、主な改正点として「遠隔診」を新たに種別に設定しており、獣医師が患畜の飼養場所に立ち入ることなくスマートフォン等の情報通信機器を通じて画像を確認し、診療や診断結果の伝達を行う場合も共済金の対象となった（資料3）。

3 家畜共済制度の実施状況（令和3年度）

家畜共済の加入率は、乳用牛を飼養する農業者において91.9%（R2:92.3%）、肉用牛を飼養する農業者において91.8%（R2:91.5%）と高位にある。一方、種豚を飼養する農業者においては23.6%（R2:24.9%）、肉豚を飼養する農業者においては17.8%（R2:19.0%）となっている。

共済金額（最大補償額）の総額は、死亡廃用共済で約1兆6千億円、疾病傷害共済で約513億円である。

共済金の支払実績額は、死廃事故に対して約434億円、病傷事故に対して約282億円であり、近年増加傾向となっている（資料4）。

4 家畜共済損害防止事業について

農業共済団体（都道府県連合会及び特定組合）が行う家畜共済損害防止事業については、令和4年度において、呼吸器疾患（牛）、繁殖障害（牛及び種豚）、運動器疾患（牛）、乳房炎（乳牛）、周産期疾患（乳牛）及び牛伝染性リンパ腫が対象疾病に設定されており、これら対象疾病の発生数は、減少傾向で推移している（資料5、資料6）。

一方、特に共済金の支払が増加している胎児・出生子牛の死亡廃用事故は高止まりの状況が続いているため、対策が求められている（資料7）。

農業共済団体が家畜の損害防止を効果的に行うためには、家畜衛生及び畜産振興に係る施策と整合性をもって進めることが重要であるので、一層の御理解・御協力をお願いしたい。

5 家畜診療所について

家畜共済に付された家畜の診療業務を行う施設（以下「家畜診療所」という。）は、令和4年4月時点で青森県（その後再開）、栃木県、東京都、大阪府及び和歌山県を除く42道府県において209か所設置されており、我が国の産業動物臨床獣医師の約4割が所属し、病傷事故の約6割を診療している（資料8）。

令和2年5月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」にあるとおり、産業動物臨床獣医師に対しては、伝染性疾病の予防や食品安全、農場の収益性向上につながる飼養衛生管理の指導や集団管理衛生技術等の提供、農場 HACCP、畜産 GAP の導入・普及時における指導等、幅広い獣医療の提供とともに、産業動物臨床獣医師の確保や診療技術の高位平準化の観点

から、農業関係団体等に対して、獣医系大学の学生や獣医師に対する臨床実習への協力も求められている。

このため、家畜診療所を設置する農業共済団体に対し、都道府県、獣医療関係者等との連携を密にして、消費者や農業者から求められる獣医療の提供や獣医師の養成に努めるよう指導している。

一方、農業者の減少に伴う診療効率の低下等から、令和2年度において、家畜診療所のある43道府県中20（約5割）が赤字となっており、家畜診療所では、診療料金の適正化、提供サービスの多角化等により、収支の改善に取り組んでいるところである（資料9）。

都道府県、獣医療関係者等におかれては、家畜診療所が今後とも地域において安定的に獣医療を提供できるよう、助言、指導その他の援助の実施をお願いします。

○ 家畜共済の種類

死亡廃用共済：家畜の死亡又は廃用による損害を対象とする共済事業

疾病傷害共済：家畜の疾病又は傷害の診療費を対象とする共済事業

○ 対象家畜

牛、馬、豚

○ 補償内容（＝受け取れる共済金）

死亡廃用共済：家畜の価額の2割（肉豚は4割）～8割の範囲内で農業者が予め選択

疾病傷害共済：診療費の原則9割。ただし、診療費が診療点数を超える場合は診療点数×10円の9割。家畜の価額に応じた上限あり。

※診療点数は、農業者が負担すべき費用として国が設定

○ 共済掛金（＝農業者の費用負担）

過去の共済金の支払状況を踏まえて農業者ごとに算定。このうち、国費から、牛と馬では共済掛金の50%、豚では40%を補助（＝掛金国庫負担金）。

【一般的な共済機構】



- ・診療費や資材費の上昇を反映して、点数全体を約4%引き上げ。
- ・獣医学や獣医技術の進歩を踏まえ、種別の新設や変更、各種別の点数の見直しを実施。

【種別の見直し】

- 「遠隔診」を種別に追加
遠隔で「初診」、「再診」又は「薬治」を行う場合に適用。夜間診療や薬品を発送する際は増点。
- 「往診」の変更
往診の起点を直前の滞在施設から診療施設に変更し、その距離を道なりから直線距離に変更。料金設定を4kmきざみ無制限から20kmきざみ3段階に変更。
- 「直腸検査」に内部触診の対象としてリンパ組織及び骨盤を追加
- 「糞便検査」を種別に追加
試験紙や病原体検出キットによる検査に適用
- 「臍手術」を種別に追加
他の種別を適用していた臍関係の手術を独立した種別として設定
- 「薬剤感受性検査」及び「細菌分離培養検査」を統合し、「細菌培養検査」として種別に追加
- 「腰椎注射」の適用対象として膕脱整復、子宮脱整復及び難産介助を追加

他

注) 種別とは、検査や治療など診療行為等の区分をいう。

【点数の見直し】

- 「初診」の点数を近年の診療費上昇等に鑑み引上げ
- 「往診」の夜間、深夜又は悪天候時の点数を労務負担に見合うよう引上げ
- 「皮下注射」及び「静脈内注射」を消耗品の市場価格上昇に鑑み補液管使用時の増点を引上げ
- 「診断書」及び「検案書」の点数を文書の電子化による負担減に鑑み引下げ
- 「検案」の点数を解剖しない場合に「初診」と同点数へ引下げ

他

参考) 新診療点数表の構成

- | | |
|--------|--|
| 第1 診察料 | 往診、遠隔診、初診、再診、滞在診、立会診 |
| 第2 薬治料 | 薬治 |
| 第3 文書料 | 診断書、検案書 |
| 第4 検査料 | (検体採取) 採血、カテーテル採尿
(検体検査) 血液一般検査、糞便検査、細菌培養検査等
(生体検査) 直腸検査、内視鏡検査、レントゲン検査等
(検案) 検案 |
| 第5 注射料 | 静脈内注射、点滴注射、腰椎注射、卵巢直接注射等 |
| 第6 処置料 | 経口投与、洗浄、蹄病処置、吊起、鎮静術、麻酔術等 |
| 第7 手術料 | 臍手術、開腹、膕脱整復、骨折整復、難産介助等 |
| 第8 入院料 | 入院 |

- 【課題】**
- 離島、豪雪等の地理的要因や深夜対応など、獣医師の**頻繁な診療が困難**な場合が存在。
 - 畜産農家の減少や点在化等により**診療効率が低下**（獣医師の**勤務時間の約3割が移動時間**）。
- 【対応】**
- 遠隔診療を積極的に活用し、農家の診療機会を確保。
 - 診療施設においては、**診療コスト低減、診療回数増加、労務負担軽減**等を推進。

種別「遠隔診」の新規設定

- ・ 家畜の飼養場所に立ち入ることなく情報通信機器を通じてリアルタイムにりん告、家畜画像等を確認。
- ・ 遠隔から種別の「初診」、「再診」又は「薬治」を行った場合に適用。



遠隔診療



遠隔診療の流れ

- 1 農家の事前研修**
 - ・ 診断に必要な飼養衛生管理記録（異動歴、体温等）
 - ・ 映像の撮り方、ポータブルエコー利用方法等
 - ・ 処置、薬剤入手、投薬等の方法
- 2 農家が病傷事故の発生を獣医師に報告**
りん告（症状、経過等）の報告とともに、**家畜の様子画像、検査画像**等をスマホで獣医師に送付
 
- 3 獣医師が診断及び処置等の指示**
 - ・ 2の情報から**病傷名を特定**
 - ・ 必要な**処置、投薬等を指示**
 - ⇒ 獣医師の処置が必要な場合は往診に切り替えて対応

事例動画：

離島の農場と獣医師を結ぶ遠隔診療
 ～西表島・石垣島・沖縄本島～
<https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>



獣医師と牧場の距離を克服
 ～くろべ牧場まきばの風 遠隔診療～
https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1N_HfdU



家畜共済における共済金の支払頭数及び支払額

	死亡廃用共済				疾病傷害共済	
	頭数	共済金 (百万円)	うち子牛・胎児		件数	共済金 (百万円)
			頭数	共済金		
2021年度	477,123 (+16%)	43,422 (+27%)	104,986 (+5%)	11,033 (+38%)	2,386,533	28,163
2020年度	460,396	44,219	103,575	10,852	2,348,595	27,791
2019年度	461,294	41,413	103,187	10,164	2,437,826	28,373
2018年度	452,635	36,849	102,981	8,518	2,488,245	28,657
2017年度	411,746 (起点)	34,203 (起点)	99,860 (起点)	8,002 (起点)	2,437,190	27,618

※子牛とは、出生後第5月の月の末日までの牛をいう。

- 農業保険法に基づき、組合等が、組合員に対し、農林水産大臣が定める特定の疾病の損害防止措置を指示した場合に、その60/100を国庫から交付する事業（第126条、附則第3条）。

<事業の内容>

令和5年度において6疾病を対象に定めており、組合等が、都道府県知事の助言等も考慮した上で事業計画を立案し、農林水産大臣の承認を経て対象疾病の損害防止を推進。

○ 対象疾病と取組頭数（2021年度計画時点）

	乳用牛	肉用牛
1 繁殖障害	143,693	27,189
2 乳房炎	15,677	-
3 運動器疾患	6,473	790
4 周産期疾患	17,054	-
5 呼吸器疾患	110	3,336
6 牛リンパ腫	3,617	1,070

※全国で33組合等が取組を実施

○ 事業計画の記載事項

- ・ 疾病ごとの特定損害防止事業の内容
- ・ 家畜の種類ごとの取組頭数
- ・ 特定損害防止事業に係る費用
- ・ その他費用対効果等に関する事項

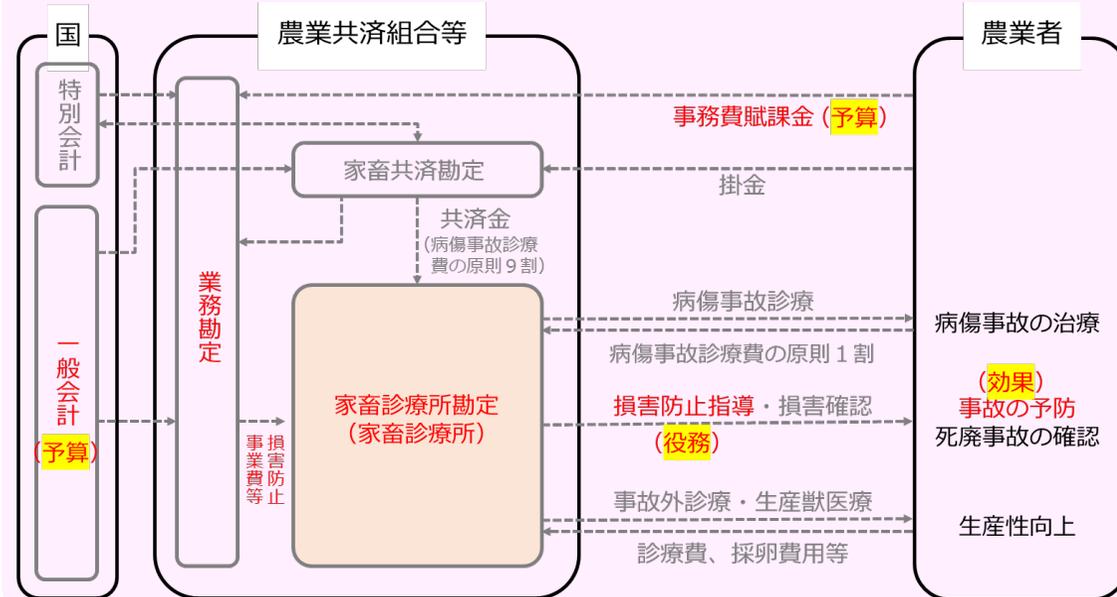
(スケジュール)

4月 →5月 →6月 →3月 →翌年度7月
 計画承認 交付申請 取組実践 実績報告 費用対効果報告

○ 損害防止の取組内容

健康検査 → 応急処置、予防衛生措置 → 指導
 (診察・検査) (投薬・手術) (清掃・消毒) (飼養管理)

○ 資金・役務の流れ



家畜共済特定損害防止事業の対象疾病の死廃事故発生数 資料6

対象疾病	繁殖障害	乳房炎	運動器疾患	周産期疾患	呼吸器疾患	牛伝染性リンパ腫
対象化年度	1970年	1970年	2009年	2009年	2019年	2021年
2021年度	116 (-21%)	8,908 (-7%)	25,918 (±0%)	8,976 (-6%)	18,487 (-20%)	3,947 (起点)
2020年度	142	9,225	26,414	9,438	18,480	3,857
2019年度	74	8,526	22,839	8,785	15,511	2,637
2018年度	102	10,023	26,770	10,359	24,107 (起点)	3,335
2017年度	147 (起点)	9,580 (起点)	26,076 (起点)	9,580 (起点)	23,171	2,825

- 注) 1. 繁殖障害は、家畜共済統計表の生殖器病を集計したもの。
 2. 乳房炎は、家畜共済統計表の乳牛の泌乳器病を集計したもの。
 3. 運動器疾患は、家畜共済統計表の運動器病を集計したもの。
 4. 周産期疾患は、家畜共済統計表の乳牛の第四胃左方変位、第四胃右方変位、乳熱、ダウナー症候群及びケトーシスを集計したもの。
 5. 呼吸器疾患は、家畜共済統計表の呼吸器病を集計したもの。
 6. 牛伝染性リンパ腫は、家畜共済統計表の牛伝染性リンパ腫を集計したもの。

子牛の死廃事故率

乳用子牛等のうち胎児・出生子牛

	加入頭数	死廃用頭数	事故率
H25	842,836	62,582	7.4%
H26	832,379	59,099	7.1%
H27	830,917	59,408	7.1%
H28	825,750	60,968	7.4%
H29	822,698	59,270	7.2%

乳用子牛等：

乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時に
おいて出生後第5月の月の末日を経過し
ないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子
牛（出生後第5月の月の末日を経過しな
い牛）で出生後引き続き飼養されている
もの及び乳牛の胎児

その他の肉用子牛等のうち胎児・出生子牛

	加入頭数	死廃用頭数	事故率
H25	553,548	26,600	4.8%
H26	542,809	26,069	4.8%
H27	549,783	26,079	4.7%
H28	561,450	27,580	4.9%
H29	566,051	29,807	5.3%

その他の肉用子牛等：

肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉
用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の
胎児

・令和4年4月1日時点の家畜診療所の設置数（職員が常駐している施設のみを計上）は、全国（※）で**209か所**（前年に比べ10か所減少）

※青森県（その後再開）、栃木県、東京都、大阪府及び和歌山県を除いて設置。最も多い北海道は67か所。

設置主体別にみた家畜診療所の設置数（各年4月1日時点）

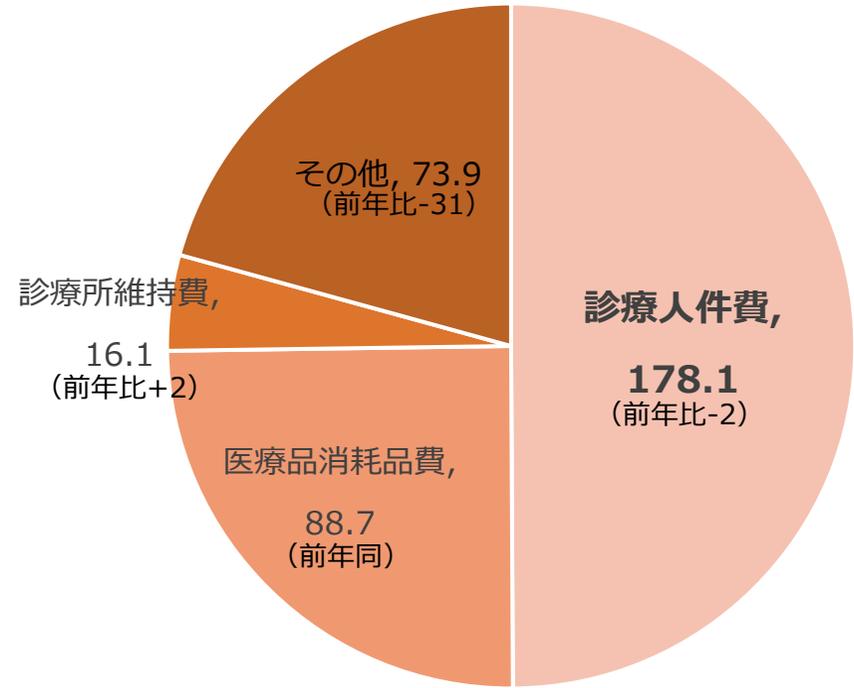
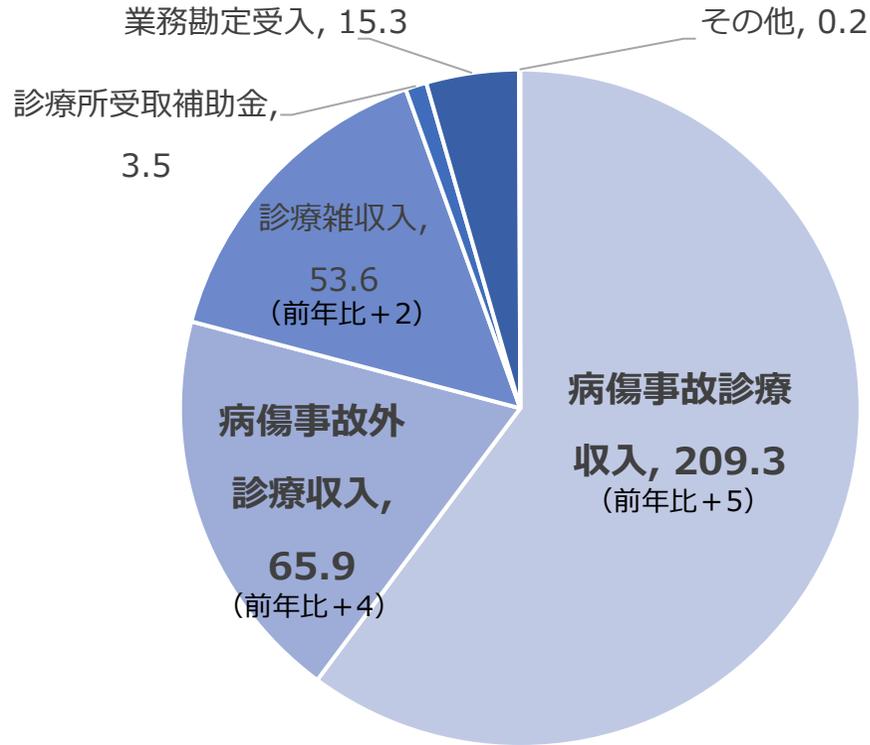
	設置数（か所）		増減
	令和2年	令和3年	
総数	219	209	▲10
うち組合営	217	208	
うち市町村営	0	0	
うち連合会営	2	1	

参考 農業共済団体等数の推移（単位：組織数）

	令和3年4月	令和4年4月
組合	54	49
市町村	2	0
都道府県連合会	2	1

【収入】 347.9 億円
 (前年比 11.2 億円増加)

【支出】 356.8 億円
 (前年比 31.2 億円減少)



(注) 病傷事故診療収入：加入家畜の共済事故による診療収入
 病傷事故外診療収入：非加入家畜の診療収入、加入家畜の共済事故外の診療収入
 診療雑収入：人工授精、予防注射等による収入
 診療所受取補助金：地方自治体、畜産団体からの補助金
 業務勘定受入：損害防止・損害認定等を実施するための費用

(注) 診療人件費：家畜診療所職員に対する人件費
 (給料諸手当、法定福利費、厚生福利費、退職給付引当金繰入)
 診療所維持費：公課費、事務費、修理費、光熱水費、貸借料、保険料
 その他：業務勘定繰入(建設・修繕引当金)、嘱託獣医費、嘱託診療費、往診費、委託費、旅費

○ 家畜共済の加入率(令和3年度)

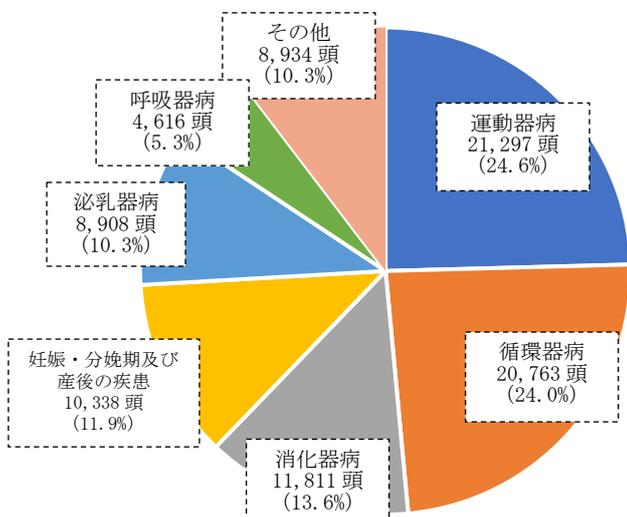
参考資料1

都道府県	乳用牛			肉用牛			馬			種豚			肉豚		
	有資格 経営体 (経営体)	加入 経営体 (経営体)	加入率 (%)												
北海道	5,528	5,266	95.3	2,517	2,220	88.2	1,333	1,133	85.0	126	30	23.8	130	29	22.3
青森	158	119	75.3	762	572	75.1	93	13	14.0	39	6	15.4	46	6	13.0
岩手	745	697	93.6	3,691	3,550	96.2	108	74	68.5	71	13	18.3	86	27	31.4
宮城	424	349	82.3	2,673	2,560	95.8	5	2	40.0	72	7	9.7	84	5	6.0
秋田	79	75	94.9	699	663	94.8	1	0	-	38	20	52.6	40	18	45.0
山形	193	185	95.9	610	604	99.0	6	2	33.3	63	37	58.7	63	33	52.4
福島	246	197	80.1	1,500	1,424	94.9	82	66	80.5	21	10	47.6	25	13	52.0
茨城	274	251	91.6	410	309	75.4	-	-	-	204	104	51.0	201	81	40.3
栃木	590	500	84.7	814	687	84.4	-	-	-	76	9	11.8	77	10	13.0
群馬	395	353	89.4	473	231	48.8	-	-	-	204	18	8.8	201	14	7.0
埼玉	164	145	88.4	146	73	50.0	1	0	-	59	3	5.1	68	2	2.9
千葉	436	417	95.6	223	177	79.4	-	-	-	151	88	58.3	146	62	42.5
東京	42	40	95.2	27	23	85.2	-	-	-	4	1	25.0	8	0	-
神奈川	140	119	85.0	53	36	67.9	-	-	-	43	14	32.6	43	14	32.6
新潟	152	147	96.7	186	179	96.2	-	-	-	65	39	60.0	69	28	40.6
富山	32	30	93.8	36	35	97.2	-	-	-	6	1	16.7	12	4	33.3
石川	37	37	100.0	42	33	78.6	-	-	-	9	4	44.4	10	4	40.0
福井	20	20	100.0	37	33	89.2	-	-	-	1	1	100.0	1	1	100.0
山梨	52	52	100.0	54	50	92.6	2	0	-	11	10	90.9	12	7	58.3
長野	257	242	94.2	321	278	86.6	4	4	100.0	34	4	11.8	42	1	2.4
岐阜	89	83	93.3	468	452	96.6	16	16	100.0	21	6	28.6	24	7	29.2
静岡	171	147	86.0	103	81	78.6	1	0	0.0	76	13	17.1	70	9	12.9
愛知	233	208	89.3	226	173	76.5	-	-	-	123	3	2.4	125	1	0.8
三重	33	32	97.0	146	123	84.2	-	-	-	33	2	6.1	38	0	-
滋賀	40	36	90.0	88	83	94.3	1	1	100.0	1	0	-	2	0	-
京都	43	41	95.3	64	54	84.4	-	-	-	2	0	-	2	0	-
大阪	21	15	71.4	10	1	10.0	-	-	-	1	0	-	4	0	-
兵庫	224	213	95.1	1,105	1,083	98.0	-	-	-	10	2	20.0	15	1	6.7
奈良	39	39	100.0	30	20	66.7	-	-	-	5	0	-	6	0	-
和歌山	11	6	54.5	44	29	65.9	-	-	-	6	0	-	7	0	-
鳥取	108	106	98.1	250	218	87.2	-	-	-	1	0	-	13	2	15.4
島根	85	84	98.8	778	772	99.2	21	18	85.7	5	4	80.0	5	4	80.0
岡山	186	182	97.8	377	353	93.6	-	-	-	-	-	-	-	0	-
広島	119	118	99.2	460	454	98.7	-	-	-	14	4	28.6	16	5	31.3
山口	53	52	98.1	355	347	97.7	2	2	100.0	4	1	25.0	4	1	25.0
徳島	76	68	89.5	160	116	72.5	2	1	50.0	16	1	6.3	17	0	0
香川	58	58	100.0	130	130	100.0	-	-	-	9	3	33.3	10	3	30.0
愛媛	89	89	100.0	142	131	92.3	-	-	-	51	31	60.8	58	30	51.7
高知	44	38	86.4	138	127	92.0	-	-	-	13	8	61.5	13	8	61.5
福岡	182	177	97.3	158	145	91.8	5	0	-	27	3	11.1	43	2	4.7
佐賀	37	36	97.3	570	563	98.8	1	0	-	33	0	-	33	0	-
長崎	127	118	92.9	2,145	2,071	96.6	-	-	-	53	18	30.8	59	19	32.2
熊本	624	456	73.1	2,337	2,057	88.0	38	34	89.5	136	0	0.7	165	2	1.2
大分	93	86	92.5	1,047	977	93.3	3	2	66.7	27	6	22.2	30	7	23.3
宮崎	208	192	92.3	5,024	4,831	96.2	14	14	100.0	145	75	51.7	142	38	26.8
鹿児島	149	135	90.6	6,730	6,357	94.5	3	2	66.7	256	13	5.1	279	8	2.9
沖縄	63	47	74.6	2,205	1,770	80.3	37	11	29.7	294	16	5.4	299	1	0.3
全国	13,169	12,103	91.9	40,564	37,255	91.8	1,779	1,395	78.4	2,659	628	23.6	2,843	507	17.8

注) 1. 加入率は、農業共済団体調べの有資格経営体をベースに算出。
 2. 実績のないものは「-」としている。

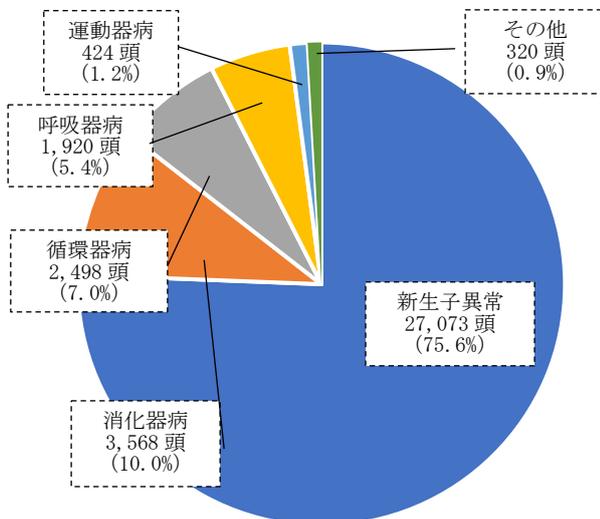
○ 病類別死廃事故の状況（令和3年度）

【乳用牛の成牛】



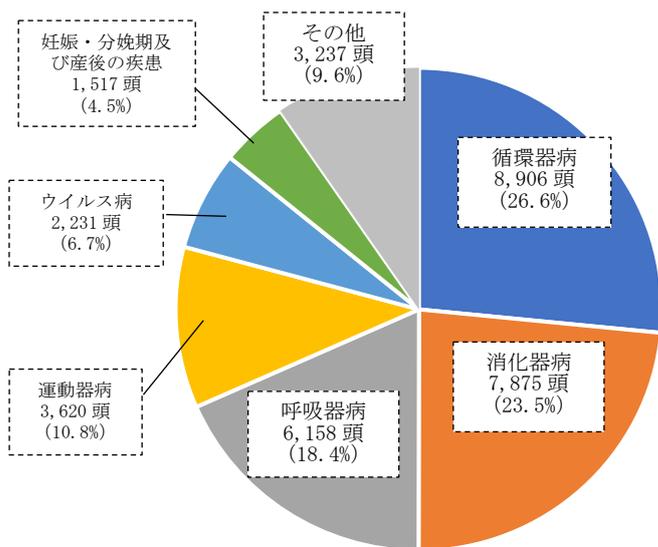
計 86,667 頭

【乳用牛の胎児・出生子牛】



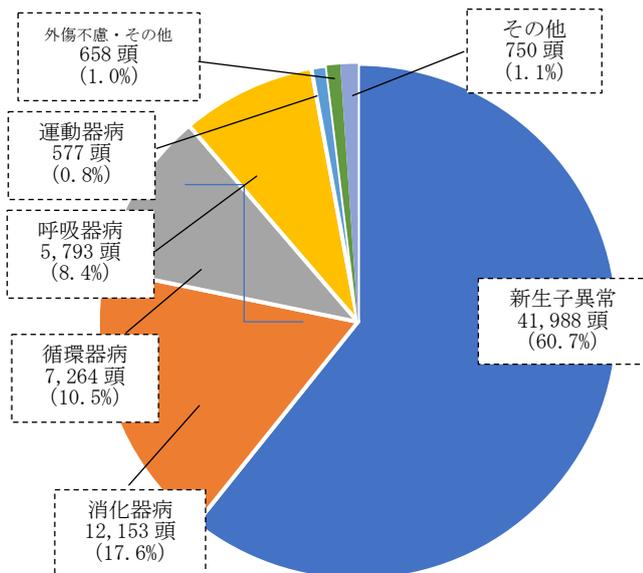
計 35,803 頭

【肉用牛の成牛】



計 33,544 頭

【肉用牛の胎児・出生子牛】



計 69,183 頭

注) データは暫定値。

○ 経営主体別家畜診療所設置数(各年4月1日時点)

(単位:か所)

経営主体	組合営					市町村営					連合会営					計				
	H30	H31	R2	R3	R4	H30	H31	R2	R3	R4	H30	H31	R2	R3	R4	H30	H31	R2	R3	R4
北海道	73	71	71	69	67							1	1	1		73	72	72	70	67
青森県		1	1	1							1					1	1	1	1	
岩手県	7	9	9	9	6											7	9	9	9	6
宮城県	3	3	3	3	3											3	3	3	3	3
秋田県				3	3						3	3	3			3	3	3	3	3
山形県	6	6	6	6	6											6	6	6	6	6
福島県	6	6	6	6	6											6	6	6	6	6
茨城県	1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
栃木県																				
群馬県	3	3	3	3	1											3	3	3	3	1
埼玉県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
千葉県			8	8	8						8	8				8	8	8	8	8
東京都																				
神奈川県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
新潟県	3	3	3	2	2											3	3	3	2	2
富山県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
石川県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
福井県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
山梨県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
長野県	6	6	6	5	5											6	6	6	5	5
岐阜県			1	1	1	1	1				1	1				2	2	1	1	1
静岡県	2	1	1	1	1											2	1	1	1	1
愛知県	1	2	2	2	2											1	2	2	2	2
三重県	2	2	2	2	2											2	2	2	2	2
滋賀県	2	2	2	2	2											2	2	2	2	2
京都府	2	2	2	2	2											2	2	2	2	2
大阪府																				
兵庫県			7	7	7						7	7				7	7	7	7	7
奈良県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
和歌山県																				
鳥取県	3	3	3	3	3											3	3	3	3	3
島根県	5	6	6	6	6											5	6	6	6	6
岡山県		7	6	6	6						8					8	7	6	6	6
広島県	5	5	5	5	5											5	5	5	5	5
山口県	7	4	4	4	4											7	4	4	4	4
徳島県	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1
香川県	5	5	5	5	5											5	5	5	5	5
愛媛県	4	4	4	4	4											4	4	4	4	4
高知県	2	2	2	2	3											2	2	2	2	3
福岡県	3	3	3	3	3											3	3	3	3	3
佐賀県	2	3	3	3	3											2	3	3	3	3
長崎県	5	5	6	6	6	1	1				1	1				7	7	6	6	6
熊本県	3	2	2	2	2											3	2	2	2	2
大分県	1	2	2	2	2											1	2	2	2	2
宮崎県	14	11	11	11	11											14	11	11	11	11
鹿児島県	11	10	9	10	8	1	1	1								12	11	10	10	8
沖縄県	4	4	4	4	4											4	4	4	4	4
計	199	202	217	217	208	3	3	1			30	22	5	2	1	232	227	223	219	209